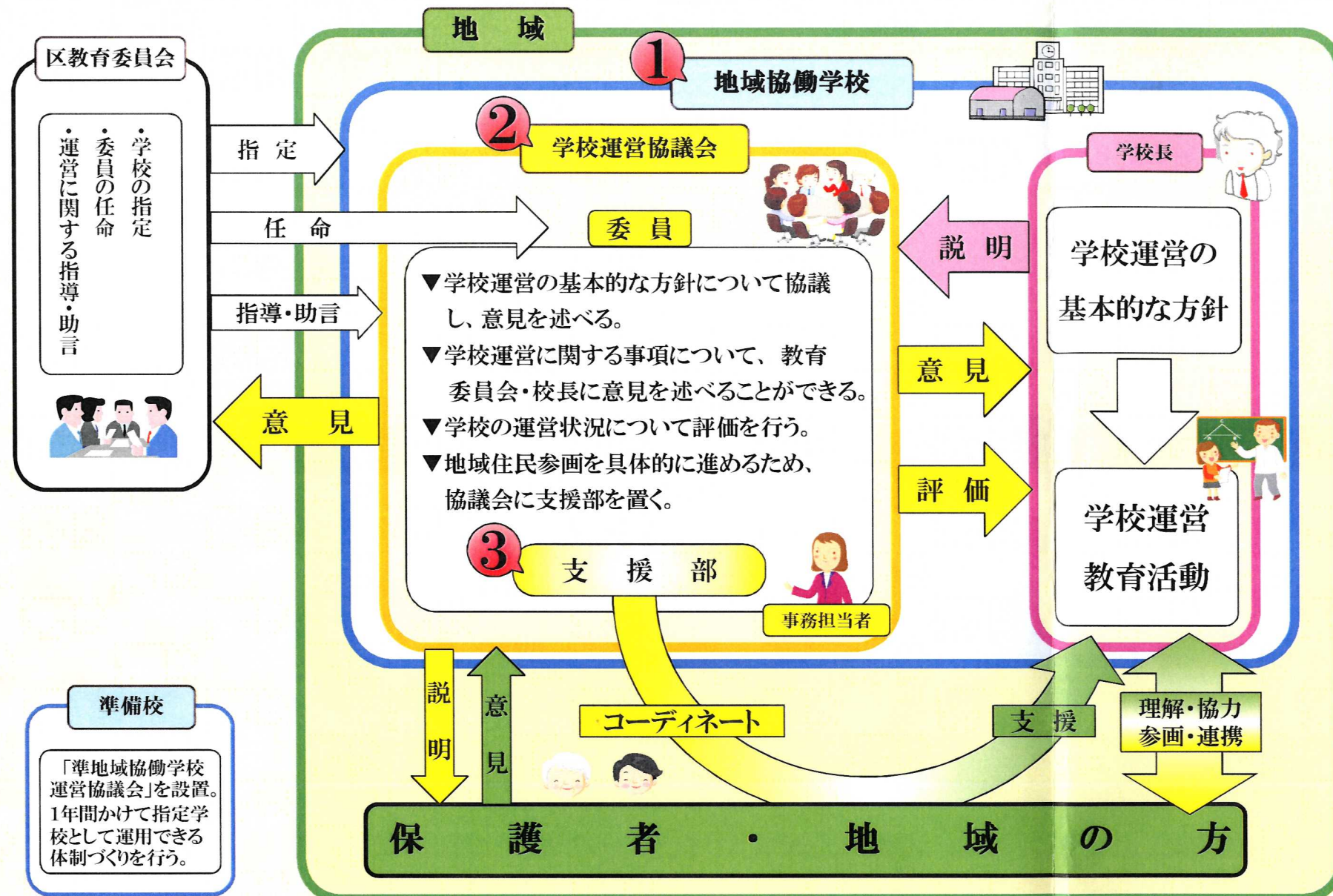


地域協働学校

平成24年9月5日
説明資料(小P連)
教育支援課



1 新宿区の地域協働学校

地域協働学校では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第四十七条の五の規定に基づく学校運営協議会の権限に次のような変更を加えました。

- ★学校長の基本的方針への“承認” → “意見を述べる”に変更
- ★教職員人事に関し任命権者に意見を述べる → 削除

地域協働学校は、学校長と協議会が学校運営について話し合いながら、信頼関係に基づき地域全体で子どもを育てることを基本としています。

2 学校運営協議会

委員は学校長の推薦を基に、教育委員会が委嘱する非常勤公務員で、定数は「小学校10名以内、中学校15名以内」です。保護者の代表、地域の方、スクール・コーディネーターのほか、学校長も委員となります。

学校運営協議会は、月1回程度開催し、学校運営の基本方針の協議をはじめ、学校行事、児童・生徒の様子、学校支援活動等、学校に関係する様々な事項を議論します。

【学校評議員制度について】

地域協働学校では、学校評議員制度は学校運営協議会に移行します。

【事務担当者について】

副校長の負担軽減のため、平成24年度から学校運営協議会に「事務担当者」を置くための予算を措置しました。事務担当者は、議事録の作成やホームページの作成等の事務を行います。

3 支援部

支援部は、学校運営協議会の委員がメンバーとなった学校運営協議会内の組織です。主に学校支援活動の企画や、地域との窓口として学校と学校支援組織の協働をコーディネートする役割を担います。

地域協働学校導入の目的

- ◆**開かれた学校の実現** 開かれた学校の実現に向けて、長期的な視点をもって、地域や保護者との継続的な連携を組織的に実施できます。
- ◆**教育活動の充実** 地域との交流を深め、さらなる信頼関係を構築することにより、地域との連携による教育活動の充実を図ります。
- ◆**的確な学校評価の実施** 学校運営協議会が組織的に学校を理解し評価していくことにより、学校運営への支援が進むとともに的確な学校評価が実施できます。
- ◆**地域のネットワーク化** 学校と学校支援を行う諸団体との関係が、一対一の関係から学校も含めたネットワークへ発展し、学校支援活動がより効果的・効率的に行われるとともに地域活動も活発化します。
- ◆**学校を核とした地域コミュニティの活性化** 地域や保護者が学校運営へ参画し学校と協働することにより、学校を核とした地域コミュニティの活性化が実現できます。
- ◆**地域を支える次世代の育成** 子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせ、地域を支える次世代の人材として育みます。

地域協働学校の成果

現在の指定学校4校では、例として次のような成果が得られています。

- ★学校行事と地域行事を合わせた一覧表が作成される等、学校と地域の連携が進んでいます。
- ★学校運営協議会では、児童・生徒について、学校からは学校生活での様子、保護者・地域からは放課後や地域行事での様子等が話され、情報の共有が深まっています。
- ★教員が学校運営協議会に参加することで、教員と保護者・地域住民との相互理解が進み、教員の課題解決に保護者・地域住民が協力する等、学校と地域の連携がこれまで以上に緊密になっています。
- ★支援部の活動により、職場体験受入先の充実・拡大が実現しています。
- ★学校行事に地域住民が協力・参加することで、将来の地域の担い手である児童・生徒が地域に支えられて学んでいることを実感する機会が増えています。

拡大に向けて

★準備校の指定計画(案)

- ・25年度 小6校、中2校
- ・26年度 小6校、中2校
- ・27年度 小7校、中2校

※準備校は翌年度に地域協働学校として指定されます。

